

広報 しかべ

No. 5

発行 茅部郡鹿部村
 村長 棟方健太郎
 編集企画室
 41. 5. 10.
 印刷所 三栄印刷所

入学おめでとう



きょうから一年生全員そろって楽しい入学式
 在校生のお兄さんお姉さんが、だいかんげいしました。

お
も
な
記
事

- ◎入学おめでとう..... 1
- ◎41年度各会計予算決定..... 2
- ◎課税内容の変更..... 3
- ◎41年度社会教育計画..... 4
- ◎心配ごとの相談所..... 5
- ◎胃腸病検診(ガン予防)..... 5
- ◎40年度健康優良児表彰..... 6
- ◎妊産婦・乳幼児に無料牛乳支給..... 6
- ◎春の交通安全..... 7
- ◎40年度青年学級終了..... 8
- ◎青年団総会..... 8
- ◎使用料改正..... 9
- ◎山火防止..... 9
- ◎校長・教諭人事異動..... 10
- ◎自衛官募集..... 10
- ◎畜犬の登録更新..... 10
- ◎中学校卒業生の就職先..... 11
- ◎全道火災予防..... 11
- ◎危険物取扱い主任者試験..... 12
- ◎戸籍の窓口..... 12

村人口と世帯

(41. 4. 1. 現在)

| | |
|-----|--------|
| 男 | 2,439人 |
| 女 | 2,413人 |
| 計 | 4,854人 |
| 世帯数 | 924 |

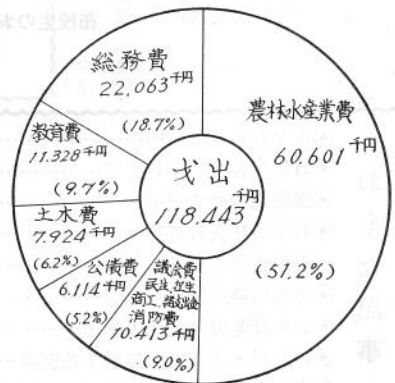
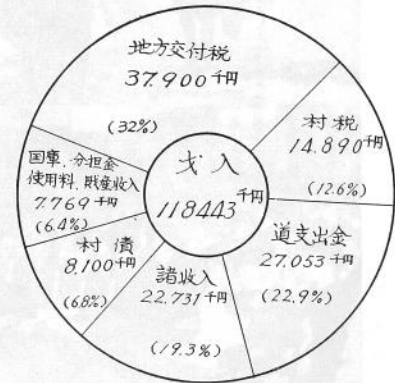
昭和41年度各会計予算決まる

一般会計

| 歳入 | 金額 | % | 説明 |
|------------|---------|------|---|
| 1. 村税 | 14,890 | 12.6 | 村税 4,083千円 固定資産税 6,657千円 たばこ税 3,000千円 電気ガスその他 650千円 地方交付税 504千円 |
| 2. 地方交付税金 | 37,900 | 32.0 | 地方交付税金 37,900千円 |
| 3. 分担金 | 1,364 | 1.1 | 客地林道工事分担金 1,364千円 |
| 4. 使用料及手数料 | 1,751 | 1.4 | 冷蔵庫営業住宅使用料 1,396千円 戸籍手数料 355千円 |
| 5. 国庫支出金 | 2,204 | 1.8 | 教育の補助 880千円 教その他 1,324千円 |
| 6. 道支出金 | 27,053 | 22.9 | 草道補助 5,432千円 林道補助 3,900千円 海路補助 3,720千円 浅道の補助 2,001千円 その他 12,000千円 |
| 7. 財産収入 | 2,450 | 2.1 | 土地家賃付料 770千円 土庫売代 900千円 |
| 8. 諸収入 | 22,731 | 19.3 | 貸付金収入 11,646千円 雑収入 11,085千円 |
| 9. 村債 | 8,100 | 6.8 | 雑林道債 3,100千円 道債 2,400千円 道債 2,600千円 |
| 計 | 118,443 | 100 | |

四十一年度の予算を決める定例議会は、去る三月十八日から二十三日までの六日間行なわれ次の通り可決されました。

| 歳出 | 金額 | % | 説明 |
|----------|---------|------|---|
| 1. 議会費 | 3,785 | 3.3 | 議会費 3,785千円 |
| 2. 総務費 | 22,063 | 18.7 | 総務費 17,073千円 管理費 2,366千円 事務費 1,240千円 戸籍手数料 1,131千円 選挙の他 253千円 |
| 3. 民生費 | 1,057 | 0.9 | 民生費 1,057千円 |
| 4. 衛生費 | 846 | 0.6 | 衛生費 846千円 |
| 5. 農林水産費 | 60,601 | 51.2 | 農林水産事業 1,900千円 道工事 13,000千円 客地土道 1,350千円 海路の増 8,200千円 浅道の増 4,500千円 その他 31,651千円 |
| 6. 商工費 | 2,502 | 2.2 | 商工費 2,000千円 貸付金 502千円 |
| 7. 土木費 | 7,924 | 6.2 | 土木費 5,300千円 浜道の改良 2,624千円 |
| 8. 消防費 | 1,913 | 1.7 | 消防費 700千円 貯水の他 1,213千円 |
| 9. 教育費 | 11,328 | 9.7 | 教育費 2,848千円 委員学 2,949千円 小学校 2,804千円 中学校 1,212千円 社会給食 1,515千円 元利金 3,816千円 子金 2,298千円 |
| 10. 公債費 | 6,114 | 6.2 | 公債費 6,114千円 |
| 11. 諸支出金 | 310 | 0.3 | 諸支出金 310千円 |
| 計 | 118,443 | 100 | |



| 歳入 | 金額 | 説明 | 歳入 | 金額 | 説明 |
|---------|-------|---------|---------|--------|--------|
| 使用料及手数料 | 3,937 | 工事収入その他 | 国民健康保険税 | 8,862 | 国民健康保険 |
| 3,937 | 810 | 151 | 国庫支出金 | 9,733 | 国庫 |
| 4,898 | 4,898 | 計 | その他 | 38 | 計 |
| 衛生費 | 2,444 | 衛生費 | 計 | 18,633 | 計 |
| 2,426 | 2,426 | 衛生費 | 総務費 | 1,973 | 総務 |
| 28 | 28 | 衛生費 | 保険給付 | 16,493 | 保険 |
| 4,898 | 4,898 | 計 | その他 | 1,67 | 計 |
| | | | 計 | 18,633 | 計 |

四十二年一月一日から家族の方も世帯主と同じく十割給付になります。

水道会計

水道料は、四月一日から専用栓が百円上って四百円に、共用栓は三百五十円になります。そのほかは変わりません。

村民税 固定資産税 の課税内容が変る!!

今国会で地方税法の一部を改正する法律が成立し、土地に対する固定資産税について昭和四十二年から新たに負担調整が行なわれます

農地（畑）以外は全部昭和三十八年度の評価額（旧評価額）と昭和三十九年度の評価額（新評価額）との上昇率によって次のように負担調整率が決まり、それを昭和四十年年度の評価額に調整率を用います。

但し新評価額を超える場合は新評価額を用います。

此の様な方式で新評価額になるまで調整されますが農地（畑）については当分の間今までどおり課税されます。

| | |
|----------|-------|
| 上昇率 | 負担調整率 |
| 三倍未満 | 一・一 |
| 三倍以上八倍未満 | 一・二 |
| 八倍以上 | 一・三 |

例

| | |
|---------------|--------|
| 宅地（宇鹿部地内）一坪当り | 七六七円 |
| 旧評価額 | 一、六〇〇円 |
| 新評価額 | 二、〇八倍 |
| 上昇率 | 一・一 |
| 調整率 | 一・一 |

昭和40年度評価額 調整率 昭和41年度課税標準額

| | | | | | |
|--------|-----------|---|-----|---|--------|
| 昭和41年度 | 920 | × | 1.1 | = | 1.012円 |
| | (767×1.2) | | | | |
| 昭和42年度 | 1.012 | × | 1.1 | = | 1.113円 |

この様な方式で計算されますと新評価額になるまでには、昭和四十六年度までの六年間かゝります。

固定資産税の負税点を引上げる

| | |
|------|------------------------|
| 土地 | 二四、〇〇〇円を 八〇、〇〇〇円に |
| 家屋 | 三〇、〇〇〇円を 五〇、〇〇〇円に |
| 償却資産 | 一五〇、〇〇〇円を 三〇〇、〇〇〇円に |

此の結果五拾万円減税となります。

村民税 百式拾万円 減税

地方税法の改正により、村民税の各所得控除額が引上げになり、これに伴ない百式拾万円減税となります。

各種所得控除の改正要点

改正前 改正後

| | | |
|------------|-----|------|
| 基礎控除額 | 九万円 | 一〇万円 |
| 白色専従者控除額 | 五万円 | 六万円 |
| 青色専従者給与控除額 | 八万円 | 一〇万円 |

| | | |
|-------------------------|-----|-----|
| 扶養控除 | 〇 | 八万円 |
| 配偶者控除額 | 〇 | 七万円 |
| 配偶者が前年中に五万円をこえる所得を有する場合 | 五万円 | 六万円 |
| その他の扶養親税一人 | 三万円 | 四万円 |

例 (一) 所得金額六拾万円妻子供三人の場合
昭和四十年年度 昭和四十一年度

| | | |
|----------------------------------|-----------|-----------------------|
| 税率 | 4.8 / 100 | 3.6 / 100 |
| 村民税 | 一三、五六〇円 | 九、〇〇〇円 |
| 例 (二) 所得金額六拾万円（妻、白色専従一人 子供三人）の場合 | | 三三・七%減税 (四、五六〇円減税) |

昭和四十年年度 昭和四十一年度

| | | |
|----------------------------------|-----------|-----------------------|
| 税率 | 3.6 / 100 | 3.6 / 100 |
| 村民税 | 一一、五二〇円 | 六、八四〇円 |
| 例 (三) 所得金額六拾万円（妻、白色専従一人 子供三人）の場合 | | 四〇・七%減税 (四、六八〇円減税) |

今月の納期 固定資産税第一期分 四月三十日まで
軽自動車税定期 四月三十日まで

昭和四十一年度の

社会教育の計画成る

一、基本方針

1、村民の生活意識の在り方や社会的条件の整備を検討しながら、住民の方々の生活要求を課題とし、その解決によって民主的な漁村社会をつくり

あげることと、生活を豊かにするための合理的な生活態度を培い、郷土鹿部を振興させる気がまえと、能力の向上につとめる。

2、社会教育が受け持つ任務の範囲を明確にするとともに、新しい世の中にふさわしい漁村社会の建設を目ざし、施設整備を計画的に拡充しながら、村内の関係団体の充実を図り、相互の連携のもとに、住民文化の総合振興を図る。

3、関係行政機関並びに各種団体との連絡協調を密にし、住民が自ら進んで社会活動をするよう助長し、その推進

につとめる。

二、重点目標

住民の生活文化を高め、明るく、豊かな、住みよい郷土、社会の実現をはかる。

三、重点項目

1、総合社会計画の樹立とその展開を図る。

- ・各種関係機関との懇談会
- ・住民生活共通の問題発見
- ・関係委員の研修会開催

2、青少年教育の充実と振興を図る。

- ・青年学級の振興
- ・青年団体の組織と整備に対する指導協力
- ・少年団体の組織化促進

3、成人教育の振興を図る

- ・家庭教育学級の充実
- ・婦人学級の自主的学習の推進
- ・婦人団体の民主的運営に対する協力
- ・PTA活動の健全な展開へ

の協力

- ・高令者に対する学習への援助
- ・各種講座の開催
- ・視聴覚教材の整備と活用

4、社会体育及びレクリエーションの振興

- ・レクリエーション及び社会体育指導者の養成
- ・体育協会への指導と助成
- ・スポーツ少年団の育成
- ・野外活動の振興
- ・村民体育祭の開催
- ・青年体育大会の開催

5、文化財保護思想の普及と保護管理の徹底を図る

- ・文化財保護条例の設定
- ・村内有形無形文化財の調査発掘
- ・文化財保護管理思想の普及
- ・観光資源の保護と観光地的環境の整備

6、学校教育と社会教育との提携

- ・総合的な社会教育の振興
- ・社会教育によつての児童生徒の学力向上に資する

以上の計画を実現するために、具体的な事業を樹立し、強力に

推し進める考えであります。

要は、村民皆さんの、一人一人が、この目標に向つて、積極的に、参加し、協力して下さらなければ、水の泡に等しいことになりません。

皆さんの意欲的な努力が実を結んだ時、はじめて、明るい、豊かな、住みよい鹿部村がつくられると思ひます。

狭い鹿部の中で、鹿部だけを考えた場合、このまゝでよいという方もありましようが、今の

ような恵まれた漁の状態がいつまでも続くとは考えられませんが、

社会の姿は目まぐるしく変わって行きます。

さき、さき、を見通して、これからの変化にそなえ、その時になつて後悔しないように致した

ものです。

◎時間をむだに費やしておりませんか。

◎お金をむだに使っていませんか。

◎あなたの家では、一年間にどれだけの収入があるかご存じですか。

◎収入にあつた生活ができていますか。

◎子どもの将来を考えておられますか。そのための準備をなさっておりますか。

◎あなたは、子どもは何人あればよいと思われませんか。

じっくりと考えて見たいことが沢山あります。

地域ごと、懇談会を開きます。

その際は、一軒より一人は是非参加して下さい。 終り



心配ごとの相談所開設

◆心配ごと相談所はどのようにして
要か。

民生委員は、地域の事情に詳しく住民のよろず相談所ともいうような役割をもって、相談に来るのを待たず、自ら地域に目を配って何ごとにも相談に進んで乗ってあげることになっておりますが、知らないでいる方もあろうかと存じ、又見落しすることもありますので、心配ごとのある人は誰でも気軽に相談が持ち込めるような窓口が必要となります。又その窓口は役所のような固苦しい、気づまりなことなしに、民間の持ち味を生かした、型にはまらないものとして運営されることが大切で村内のいろいろないきまわしいこともなくなるだろうし、明るい町、楽しい村づくりが約束されると考えます。

◆心配ごとの相談にはどのようなものが……

この相談は「よろず相談」として経済的問題に限らず、広く生活全般の心配ごと、悩みごとを扱います。これを大別すると次のようなものです。

一、生活苦・家庭不和・住宅・老人に関する相談

二、就職・職業の相談
三、医療費・精神衛生・優生保護の相談

四、結婚・離婚・出産の相談

五、青少年・児童福祉・教育に関する相談

六、交通事故による損害・補償金の相談

七、法律相談
八、その他・苦情相談

◆心配ごと相談の申し出は……
ご相談は、近くの民生委員（又は役場民生課）にお申し出下さい。

申し出は手紙、口頭いずれもかまいません。申し出をうけた民生委員はただちにその内容を調査し、（秘密を要する場合は秘密的に）あつてできるものは、極力解決につとめ、民生委員同志で協議し、あるいは専門家に依頼する場合があります。

鹿部村民生委員は
大岩 飯田長一郎
鹿部 大堀タカ・佐々木健之助
山科辰次

宮浜 葛西タヨ・長谷川鉄治
本別 中村林五郎・平田徳太郎

◆相談に關しての費用は、一切いりません。

◆申し出事項の秘密を守ります。

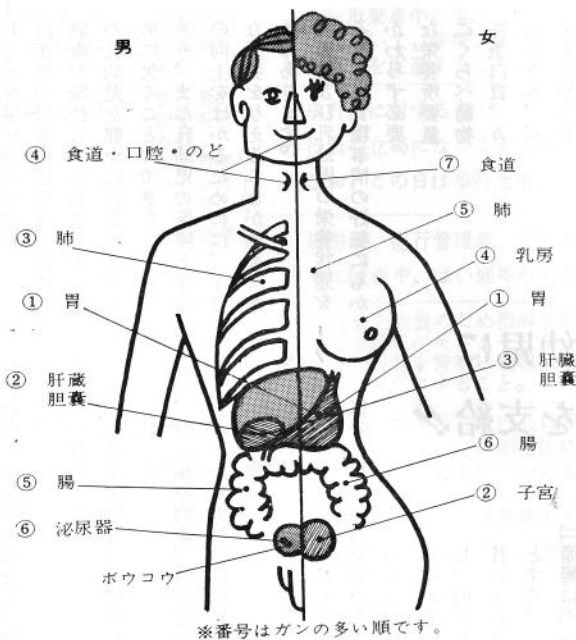
胃腸病検診（ガン予防）

胃腸病集団検診は、本年で三年目を迎え、昨年は鹿部で四十一名受診しましたところ、胃炎患者三名、慢性胃患三名、計六名の患者が発見され早速治療に専念しております。

申し込期限六月末日迄
料金 一人 五百円

◎ ガンの検査

四十才からガン年齢に入ります。日本人がもっとも多い胃ガンについては、胃のレントゲン検査や胃カメラでの検査、近ごろ増えてきた肺ガンでは胸部レントゲン検査が必要です。不時の出血、しこりなどの異常もよく注意してください。



昭和四〇年度

鹿部村健康優良児表彰される

昨年八月鹿部村在住の乳幼児百名余りを対象に一斉検診を行ない、その中から特に優秀な健康優良児を選出し、三月六日鹿の湯大広間で行なわれた婦人会の総会場で次の六名が村長より表彰状と記念品がおくられました。

(正) 志夫雄一
(義) 直英貞幸(雄)

治 仁 諭 由美 也 百合
健 直 崎 真 辰 小
田 村 野 井 川
鎌 福 岡 中 坂 松

鹿部
" " 宮浜
字 字 本 別
" "

昭和四十一年度も八月実施予定をしておりますので該当者は役場より通知が行きましたら必ず検診

社会と健康

昨年八月鹿部村在住の乳幼児百名余りを対象に一斉検診を行ない、その中から特に優秀な健康優良児を選出し、三月六日鹿の湯大広間で行なわれた婦人会の総会場で次の六名が村長より表彰状と記念品がおくられました。

四月 衛生的な生活環境をととのえましょう。

まず身のまわりの整理・

整頓からはじめて、わた

したちの住む環境をより

衛生的なものにしましよ

う。

住みよい社会をつくるために

また大掃除や害虫の駆除は必ずしましょう。

五月 子供の健康に気をつけま

よう。

五月は「子どもの日」が

六月

むし歯の子防につとめま

よう。

最近発育期にある幼児や

学童のむし歯、成人の歯

そう膿ろうなどが多くな

ってきました。

六月四日から十日まで

は、「歯の衛生週間」で

す。家族そろって歯の健

康診断を受け、むし歯は

早期に手当を受けましょ

う。

七月 自然に親しみ、からだをき

たえましょう。

海や山で自然に親しみな

がら、わたしたちの体力

つくりをしたいもので

す。

みんなが楽しく安全に参

加できる計画をたて、地

域学校、職場などで朝の

涼しいひとときを、楽し

く体操をしましょう。

八月 以降は、次号に載せま

(1) 母子の栄養改善の必要性

妊産婦の栄養の摂取は、母体の健康を保持し、胎児及び出生後の乳幼児を健全に成長させるために欠くことのできないものであり、また乳幼児の保健と体位の向上をはかるためには、十分な栄養を与えることが極めて重要であります。

妊産婦及び乳幼児の栄養状態をみるとき食糧事情の好転にもか

かわらず必要

な栄養所要量

にくらべ動物

性蛋白質、カ

ルシウム、ビ

タミン等の不

足はいちじる

しいものがみ

られ、また撰

取食品のアン

バランスが認

められるなど

全般的に低い

水準におかれて

いるといわれて

おります。

したがってこれが改善をはかる

ためには、今後妊産婦、乳幼児

に対し保健指導の一環としての

栄養指導の強化をはかることが

極めて重要であるが、あわせて

その効果的な改善策の一つとして、本年度から栄養の援助を必要とする妊産婦及び乳幼児に

の改善向上を図ることとなりま

した。

(2) 支給の対象

一、生活保護世帯の妊産婦及び乳幼児

一、村民税の均等割のみ課税されて

いる世帯の妊産婦及び乳幼児

一、村民税の均等割のみ課税されて

いる世帯の妊産婦及び乳幼児

(3) 支給の期間

(一) 妊婦については、妊娠四ヶ月以降支給申請書を受理した月の翌月初日か

ら支給を開始し、出産した月の末日までとする。

(二) 産婦については、出産した月の翌月初日から三ヶ月間とする。

(三) 乳幼児については、出生後満四ヶ月目の初日から支給を開始し向う九ヶ月間とする。

(四) 支給の基準量

妊産婦及び乳幼児、牛乳一人一日につき一本とする。

(4) 支給の申請

牛乳の支給を希望する妊産婦又は乳幼児の保護は、母子手帳及び印鑑持参の上、役場衛生係へ申請すること。

必要とする妊産婦及び乳幼児に

対して、牛乳を給付し栄養状態

を改善することとなりま

した。

(2) 支給の対象

一、生活保護世帯の妊産婦及び乳幼児

一、村民税の均等割のみ課税されて

いる世帯の妊産婦及び乳幼児

一、村民税の均等割のみ課税されて

いる世帯の妊産婦及び乳幼児

(3) 支給の期間

(一) 妊婦については、妊娠四ヶ月以降支給申請書を受理した月の翌月初日か

ら支給を開始し、出産した月の末日までとする。

(二) 産婦については、出産した月の翌月初日から三ヶ月間とする。

(三) 乳幼児については、出生後満四ヶ月目の初日から支給を開始し向う九ヶ月間とする。

(四) 支給の基準量

妊産婦及び乳幼児、牛乳一人一日につき一本とする。

(4) 支給の申請

牛乳の支給を希望する妊産婦又は乳幼児の保護は、母子手帳及び印鑑持参の上、役場衛生係へ申請すること。

41年度から

妊産婦・乳幼児に無料牛乳を支給

昭和41年 春の交通安全 道民総ぐるみ運動はじまる

昭和四十一年春の交通安全道民総ぐるみ運動がはじまりました。この運動は、人命尊重の見地から交通事故防止の徹底をはかるものです。とくに歩行者の事故絶滅を目標として、正しい交通ルールの実践を習慣づけようとするものです。ですから、実施事項を良く理解し、交通事故の絶滅に協力して下さいます。



実施事項

一、歩行者の安全通行の確保

- (1) 正しい横断の励行と手あげ横断の推進
- (2) 車の直前、直後、横断の禁止
- (3) 児童、幼児、老人の安全通行の確保
- (4) 児童、幼児の路上遊戯の禁止と付添義務の励行

二、安全運転の確保

- (1) 道路点検補修および保安施設の整備
- (2) 正しい駐(停)車の励行と青空駐車車の禁止
- (3) 無許可道路使用の禁止
- (4) 路上物件放置の防止
- (5) 違反屋外広告物等の除去

三、道路交通環境の整備改善

確立と車両の整備点検の励行

- (1) 歩行者保護の徹底と一時停止、徐行の遵守
- (2) 飲酒、過労運転の禁止と安全速度の励行
- (3) 自動車および自転車等の通行方法(キープレフト)の遵守
- (4) 安全なふみ切道通行の確保
- (5) 運転者に対する安全教育の徹底
- (6) 適正な運行管理の徹底

| 実施日 | 実施目標 | 実施要領 |
|----------------------|-----------------------------|---|
| 第1日 5月11日 (水) | 安全な横断の日 | 歩行者優先の実効をあげるため街頭指導により正しい横断の励行を積極的に指導するとともに、手をあげ横断の励行を指導すること。 運転者については徐行、一時停止の励行による歩行者保護の徹底をはかること。なお歩行者、運転者とも確実に信号を守ることを徹底をはかること。 |
| 第2日 5月12日 (木) | 子供と老人を守る日 | 街頭指導により子ども、老人の事故防止をはかるとともに運転者に対しては徐行、一時停止の励行による安全運転と事故防止の徹底をはかる。一般住民に対しては、交通禍から保護するための「声かけ運動」を促進すること |
| 第3日 5月13日 (金) | 交通法規を理解する日 | 1人1人が正しく交通規則を理解することは、事故防止上欠くことのできない条件であるから、事業所、職域、安全協会、運転者会等において自主的な研修会を開催し正しく理解する運動を推進すること。 各家庭においては、新聞の交通事故記事等を資料に正しい交通規則を理解するための家庭集會を行なうよう促進すること。 |
| 第4日 5月14日 (土) | 自転車の安全を守る日 | 自転車乗車中の事故が多いので自転車利用者には正しい自転車の乗り方、合図の仕方、通行区分などについて、学校、団体、地域ごとに講習会等を開催し正しく理解させるとともに、車体各部点検の励行を促進すること。 |
| 第5日 5月15日 (日) | 歩行者の安全を守る日 (歩行者事故ゼロにする日) | 歩行者に対する正しい通行の指導とともに、運転者に対しては人命尊重の意識をたかめ、自ら歩行者の立場になって安全運転を励行するよう指導の徹底を期すること。 なお、この日は歩行者事故ゼロにする日であることの認識をたかめるよう指導すること。 |
| 第6日 5月16日 (月) | 車両整備点検の日 | 雇用者、運行管理者、安全運転管理者が直接指導して車両の定期点検、仕業点検を励行させるとともに騒音や、ばい煙等の発散のないよう装置不良車両を整備し運行するよう指導すること。 |
| 第7日 5月17日 (火) | 無謀な運転をなくする日 | 交通暴力追放のため指導取締を強化すること。 とくに全道民がモニターとなって交通三悪による無謀運転を発見した場合は、その車種、車両番号車両の特徴等を警察に通報し事故の未然防止のため協力活動を促進するとともに料飲店等の協力をもとめるようにすること。 |
| 第8日 5月18日 (水) | 道路環境整備の日 | 交通安全協会、町内会員等により一斉に町内道路環境を診断し危険個所の発見と道路不正使用を排除するとともに駐車方法についても指導すること。 なお、道路管理者についても道路パトロールを依頼し、道路の再点検を実施してもらうこと。 |
| 第9日 5月19日 (木) | 夜間の安全運転の日 | 夜間の交通事故が多数発生しているので、運転者には夜間の安全運転を徹底するよう指導取締を強化するとともに雇用主、運転管理者等に対し夜間勤務の適正化をはかるよう指導すること。 |
| 第10日 5月20日 (金) | 安全運転の日 (死傷者事故ゼロの日) | 運転者に対しては、とくに法規を正しく守り、安全運転意識をさらにたかめ、この日は死傷者事故ゼロを目標に運転するように指導取締を徹底すること。 |

教育委員会主宰の青年学級講座が去る三月二十六日午後六時から松崎教育長講師による「村財政と経済」の講座に引き続き、終了式がおこなわれ、受講者にそれぞれ受講単位記載の認定書が授与されました。

四十年度の
青年学級終了

なお四十一年度の青年学級は四月九日開講式をおこない、年間通して講座を開講することになっております。講座の内容は受講者の希望をとり入れ、なるべく内容のある充実したものにする考えをもっております。開講日時は、毎週

木曜日の午後六時より八時迄です
青年の皆さん方の多数参加されるよう望んでおります。



鹿部青年団体協議会

総会開かれる！！

去る三月二十七日午後六時より鹿青協の総会が開かれ、四十年度の事業及び決算報告のあと、四十一年度の事業計画案と予算案の審議を行ない、四月の「青年学級の取り組み方」をはじめ各月の行事を計画し、活潑な青年活動を展開しよう……と協議し、引き続き四十一年度の役員を選出を行なった結果、次の通りきまりました。

- 会 長 高田幸忠(再)
- 副会長 村田 昇(〃)
- 〃 山本修一(新)
- 事務局長 関本忠久(再)
- 監 事 浦 梅吉(再)
- 〃 千葉光義(再)



使用料が改正されました

三月十八日より開催の昭和四十一年度第一回定例議会にて、各種使用料が改正されました。今回、改正されたものは次のとおりです。使用料については各図の

- 一、火葬場使用料
- 二、水道使用料
- 三、水産冷蔵庫使用料

火葬場使用料

| 区分 | 使用料 |
|-------------------|--------|
| 死産一体につき | 五〇〇円 |
| 小人(十二才未満とする)一体につき | 一、〇〇〇円 |
| 大人(十二才以上とする)一体につき | 一、五〇〇円 |

冷蔵庫使用料

| 及料金算定の基礎 | 凍結料 | 冷蔵保管料 | 入出庫料 |
|-------------------------------------|------|--------------|------|
| イ 原料の重量一〇キログラム当(一〇キログラム未満の端数は切り上げる) | 三十二円 | 一期につき 十円 | 七円 |
| ロ 箱物は重量にかかわらず次の容積区分による | | | |
| (1) 〇、〇二四立方メートル以内(三寸函) | 六十円 | 一期につき 三十円 | 十五円 |
| (2) 〇、〇二九立方メートル以内(四寸函) | 八十円 | 同 四十円 | 二十円 |
| (3) 〇、〇四五立方メートル以内(六寸函) | 百円 | 同 六十円 | 三十円 |
| (4) 〇、〇五八立方メートル以内(リソゴ箱) | 百五十円 | 同 八十円 | 四十円 |

水道使用料

| 区分 | 使用料 |
|----------|------|
| 専用栓 一世帯当 | 四〇〇円 |
| 共用栓 一世帯当 | 三五〇円 |



緑の山を

山火から防ぎましょう

毎年このことでありながら山火の発生する危険性が大きくなる季節となり、村人一体となりこの危害から緑の野山を守ってやりましょう。

あけたなかに「夫婦仲なら焼いてよいが、焼いていけない家と山」ということわざがあり、今春も村人全員が認識と責任をもって平和な緑を守りましょう。

不注意が燃やす緑の資源



山火は四月から六月頃までの期間中が一番多く、気象条件からも同期が最も危険性が大きいので山火には特に注意していただきます。

また火入、入林等の行為をしよとすると人はそれぞれ機関から許可承認を受けてから行なうよう御願いたします。火災は一人一人の心がけから防げるもので、昔のことわざで生活の安定と心情をうたい



鹿部小・中学校

校長教諭人事異動

離任【小学校】

校長 野呂 進

(戸井日進中学校長)

教頭 小林 弘治

(八雲熊嶺小・中校長)

教諭 佐藤 栄子

(八雲浜松小教頭)

〃 齋藤 俊美

(函館千代田小教諭)

〃 竹浪 与城

(長万部小)

【中学校】

教諭 畑 中 繁

(木古内第二中教諭)

〃 谷藤 昭義

(木古内第一中)

〃 樋谷 黄右エ門

(尻岸内東光中)

新任【小学校】

校長 米内 勇雄

(木古内第一中)

教頭 神馬 守

教諭 追田 淳三

(市渡小)

〃 明沢 千代

(七重浜小)

〃 竹田 洋一

(瀬棚小)

教諭 本宿 子之助

(潮見中)

〃 飯田 豊昭

(上磯中)

〃 荻野 貞夫

(上ノ湯中)

〃 浜谷 豊彦

(茂辺地中)

〃 針生 一良

(川白中)

昭和四十一年度 第一次二等陸海空士 募 集

防衛庁では現在、次のとおり第一次二等陸海空士を募集しております。希望者は役場総務課へ御相談下さい。

1、応募資格

採用予定月の一日現在で十八才以上二十五才未満の日本国籍を有する男子で、中学校卒業程度の学力を有し、かつ、自衛隊法第三十八条に定める欠格事項に該当しないも

の。

2、試験科目

中学校卒業程度の学力について行なう筆記試験(国語)(作文を含む) 数学、社会)、身体検査及び口述試験とする。

季節労務

(女子)募集

このたび各地方で労務者を多数募集しております。希望者は役場民生課へお申し込み下さい。

就業地 釧路市(水産冷凍罐詰製造)

〃 喜茂別町(アスパラ罐詰製造)

〃 余市町(農業)

〃 賃金 一日平均六百円から七百五十円位(他に時間外)

赴任期間 四月中旬から十一月

未定(昆布採取期間は帰宅してもよろしい)

福利厚生 失業・労災・健保・厚保に加入できる。

旅費 実費往復支給する。

皆様すでに御承知のことと思いますが、畜犬として飼育する場合は毎年畜犬登録をしなければなりません。登録をしない犬はすべて野犬とみなし、鹿部村野犬掃とう条例に基づき毒殺しますから飼育者は充分御注意下さい。

畜犬の登録

更新について

〃犬の放し飼いはみんなに迷惑をかけます〃

昨年畜犬として登録をしていた犬は、四月中に役場民生課で登録更新をした場合は登録料二百円に割引されます。新規に登録する犬及び五月以降に登録更新をする場合は登録料三百円になります。近く森保健所係員による野犬掃とうを実施しますので畜犬登録をした犬でも必ずけい留して下さい。

犬をかう人のエチケット

- 登録しましょう
- 狂犬病予防接種をうけましょう
- はなしがいをやめましょう
- 犬小屋をせいけつにしましょう



四十年度の中学校卒業生は、男子五十名、女子六十三名計百十三名で、それぞれ就職・進学・家事従事と目的に向かって巣立って行きました。新卒者を暖かい目で見守

中学校卒業の皆さん

就職・進学おめでとございます

り、はげまして立派な社会人に育つよう村民全体で心がけていたよきたいと思います。
次に新卒者の就職先を記載します。

| 氏名 | |
|--------|--------|
| 松本哲幸 | 松本哲幸 |
| 木村美恵子 | 木村美恵子 |
| 工藤知子 | 工藤知子 |
| 久保田多枝子 | 久保田多枝子 |
| 佐藤朝子 | 佐藤朝子 |
| 中村とよ子 | 中村とよ子 |
| 松川八重子 | 松川八重子 |
| 山口久子 | 山口久子 |
| 和田春子 | 和田春子 |
| 秋田知士 | 秋田知士 |
| 菊地茂行 | 菊地茂行 |
| 工藤昭博 | 工藤昭博 |
| 飯田たす子 | 飯田たす子 |
| 小笠原順子 | 小笠原順子 |
| 築地周子 | 築地周子 |
| 中島君子 | 中島君子 |
| 野田ひとみ | 野田ひとみ |
| 平井春江 | 平井春江 |
| 藤田孝子 | 藤田孝子 |
| 三谷由美子 | 三谷由美子 |
| 吉田優子 | 吉田優子 |
| 横浜幸子 | 横浜幸子 |
| 石岡幸子 | 石岡幸子 |
| 椎野四三男 | 椎野四三男 |
| 田中孝人 | 田中孝人 |
| 古田一男 | 古田一男 |
| 山本政男 | 山本政男 |
| 和野正宏 | 和野正宏 |
| 荒野文子 | 荒野文子 |
| 大鷲マサ子 | 大鷲マサ子 |
| 奥津志美江 | 奥津志美江 |
| 釜沢ゆみ子 | 釜沢ゆみ子 |
| 小番真理子 | 小番真理子 |
| 佐々木陽子 | 佐々木陽子 |
| 高橋八重子 | 高橋八重子 |
| 中村信子 | 中村信子 |
| 松川静子 | 松川静子 |

昭和41年

春の全道火災

予防運動の実施

過去の火災統計によりますと、四月、五月は、強風、異常乾燥などの気象条件に災わされ、火災の最も多い季節です。

この度、道では、道民一般の火災に対する予防思想を高めるため、次のとおりこの運動を実施することになりました。

一、期間、四月二十日から五月三十一日まで

二、重点目標

イ、火災による人命損傷の防止。

ロ、中高層建築物及び旅館、ホテル等の防火体制の強化

ハ、大災の防止。

ニ、林野火災の防止。

ホ、車両及び船舶の危険物等による火災の防止。

三、実施要領

イ、火災による人命損傷の防止。

有毒ガスを発生する建築材料及び塗料等を利用して

いる施設については、格別な注意を払うこと。
ロ、中高層建築物及び旅館、ホテル等の防火体制の強化
旅館、ホテル等その他学

校等の防火管理者は、建築物の特殊性をは握して、実態に応じた消防計画を作成すること、特に、消火器具の設置、整備点検、避難口の整備など、万全を期すこと。

ハ、大災の防止。

大火は、気象条件に左右されますが、火災時の部落ごとの初期消火に協力して下さい。又、「火を出さない」ことの周知体制も区長を通じて、区内へ周知すること。

ニ、林野火災の防止

林野火災は消火活動に、一番困難な火災です。火を入れる前に、許可を受けて下さい。タバコ、マッチ等の始末などに注意して下さい。

ホ、車両及び船舶の危険物等による火災の防止。

船舶火災は、消防活動がきわめて困難でありますので、機械等の整備、船舶用の消火器取付など万全を期すこと。

昭和四十一年度

北海道危険物取扱主任者試験
第一回 主任者試験実施

このたび、昭和四十一年度第一

回北海道危険物取扱主任者試験
が次のとおり実施されますので、

希望者は役場総務課へ御相談下さ
い。

1、受験資格

- (1)、受験しようとする試験の種類の危険物について六ヶ月以上その取り扱いの実務経験を要します。
- (2)、試験当日までに十八才に達した者。

2、試験科目

- (1)、基礎物理学及び基礎化学
- (2)、危険物の性質並びにその火災予防及び消火の方法

- 3、試験の日時
(1)、昭和四十一年六月二十六日(日曜日)午前十時三十分から。
- 4、試験地
(1)、函館市、および道内十三

市町。

5、受験手続きおよび受験願書の提出

- (1)、受験希望者は、役場の総務課へ受験願書を請求してください。
- (2)、郵便により請求する場合は、封筒の表に「危険物取扱主任者試験願書請求」と朱書きし、あて先を明記した返信用封筒(十円切手をちよう付すること。)を同封してください。

戸籍の窓口

出生 二月

出生子氏名 父又は母

西村弘子 栄
村田吉弘 薫
川崎深雪 孝志

死亡

相馬隆五郎 鹿部
和田安吉 宮浜

三月

津坂孝夫 樋瓜
津田明美 健作
小笠原信親 源蔵

二月(二月十五日以後)

村林美輝 宮浜
婚姻二組 離婚一組

三月中

婚姻十四組 離婚二組
養子縁組 八組

一月初日から三月三十一日迄の

戸籍届書の受付件数九十二件内

村内受付 四十一件

村外受付送付 五十一件

広報掲行事予定

五月十日 役場会議室 教育委員

会 后一時三十分

五月十一日(二十日) 村内 春の

交通安全道民総ぐるみ運動

五月十一日 役場 母子相談 后

一時~三時

五月十二日 役場 青年学級 后

六時三十分

五月二十日 役場 昭和四十一年

度危険物取扱主任者試験願

書受付日

昭和四十一年

度第一次自衛官募集切日

五月二十九日 鹿部中学

校 中学校運動会

午前九時

六月 五日 村民ハイキ

ング(大沼)

季節の食物

献立 石黒清子

炸魚片

- 材料(5人分)
- 鮭 400~500g
 - グリーンピース 1/2カップ
 - 粉 50g
 - 【調味料】
 - 油 大さじ1
 - 酢 大さじ3
 - 糖 大さじ6~7
 - ケチャップ 1カップ
 - 酒 大さじ2
 - 塩 少々
 - ごま油 大さじ1

作り方

- ① 鮭は、頭、尾、内臓を取り三枚におろします。皮をはいで適当な大きさにはすに切り水洗いします。
- ② ①の魚に澱粉をまぶし、高温(百八十度)のたっぷりな油でからっと揚げます。
- ③ 鍋に調味料全部と湯洗いたしたグリーンピースを入れ火にかけます。途中②の魚を加え火を止めま

北の家 工藤恒美

